

高等学校等での修学に利用できる資金等の概要一覧(※詳細は“問合せ先”にご連絡ください。)

令和8年2月現在

名称	高等学校等就学支援金	高校生等・新修学支援	高等学校等奨学のための給付金	島根県育英会高等学校等奨学資金	生活福祉資金(教育支援資金)	母子父子寡婦福祉資金(修学資金・就学支援資金)	島根県高等学校定時制課程等修学奨励資金	高等学校等専攻科修学支援金	高等学校等専攻科奨学のための給付金																		
応募資格概要	平成26年度以降に島根県内の高等学校等に入学した者	島根県内の高等学校等に在籍する生徒	平成26年度以降に高等学校等に入学した者(保護者が島根県内に住所を有する場合に限る)	島根県出身の生徒等であって、学習意欲が旺盛でありながら、経済的な理由により修学することが困難な者	所得申込要件にあてはまる低所得世帯で、他から資金の借入が困難な世帯(他の奨学金等の貸与が受けられない場合、他の奨学金等の貸与の前に資金が必要となる場合)	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養している子	島根県内の高等学校の定時制課程等に在学する勤労青年。ただし学校教育法に規定する広域の通信制課程に在学する生徒については島根県内に住所を有する者	島根県内の高等学校の専攻科に在学する生徒	高等学校の専攻科に在学する生徒の保護者(保護者が島根県内に住所を有する場合に限る)																		
対象学校	高校	●	●	●	●	●	●	島根県内の公立高等学校専攻科(浜田水産高校、隠岐水産高校)	高等学校専攻科																		
	高専(1年～3年)	●	●	●	●	●	●																				
対象学校別金額/月額	専修学校 高等課程	●	●	●	●	●	●	14,000円	授業料以外の教育費を支援する返済不要の給付金制度。 下記「申込要件」を満たす場合に、授業料が支援される制度。 ※授業料額の範囲内で国から修学支援金が支給され、学校設置者が受け取り授業料に充てるので、生徒や家庭が直接現金を受け取ることはない。																		
	高校	・日本国内に住所を有する者(※) ・高等学校等を卒業していない者 ・高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超えない者 (※)日本国内に住所を有する者のうち、以下の①～⑦のいずれかに該当する者。 ①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち日本で出生、又は小学校卒業までに来日し、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者	①R8年4月以降に入学する生徒のうち就学支援金の旧制度であれば支給対象となりうる年収約910万円未満世帯の生徒(留学生を除く) ②R8年3月末から引き続き高等学校等に在籍する生徒であって、旧制度であれば就学支援金の所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の生徒(留学生含む)	授業料以外の教育費を支援する返済不要の給付金制度。 (国公立) ①生活保護受給世帯 年額32,300円 ②非課税世帯 年額143,700円(通信制50,500円) ③年収270～380万円世帯 年額47,900円(通信制16,830円) ④年収380～490万円世帯 年額35,930円(通信制12,630円) (私立) ①生活保護受給世帯 年額52,600円 ②非課税世帯 年額152,000円(通信制52,100円) ③年収270～380万円世帯 年額50,670円(通信制17,370円) ④年収380～490万円世帯 年額38,000円(通信制13,030円) 私立高校に関して、詳細は各学校に問い合わせること。	(国公立) (私立) 下記の限度額以内で、就学するのに必要な経費 ※特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付可能とする。	下記の限度額以内で、就学するのに必要な経費	(国公立) (私立) <自宅> <自宅外> <自宅> <自宅外>			(国公立) (私立) <自宅> <自宅外> <自宅> <自宅外>																	
	高専(1年～3年)										18,000 23,000 33,000 38,000	35,000円以内 60,000円以内 35,000円以内	27,000 34,500 45,000 52,500 31,500 33,750 48,000 52,500 27,000 34,500 45,000 52,500														
	専修学校 高等課程													私立高校に入学するとき 23,100円	50万円以内	150,000 160,000 410,000 420,000 420,000 430,000 580,000 590,000											
支度金	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし																			
申込要件	所得	なし	高等学校等就学支援金制度の見直しに伴い、新制度の対象外となる外国籍及び外国人学校の生徒。【年収約910万円未満世帯の生徒】	【年収約490万円未満世帯の生徒】※就学支援金新制度の対象外となる外国籍等の生徒(R8新入生である留学生は除く)は、生活保護世帯・非課税世帯のみ支援の対象。	なし(但し、一定額を超える者は選考対象外となる場合がある)	世帯全員の収入が生活保護基準額(生活扶助費第1類+第2類)の1.7倍以下	<table border="1"> <tr> <th>子供の人数</th> <th>給与所得者(収入額)</th> <th>事業所得者(所得額)</th> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>790万円</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>890万円</td> <td>690万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>990万円</td> <td>790万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>1,090万円</td> <td>890万円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>1,190万円</td> <td>990万円</td> </tr> </table> ※申請者と生計を一にする扶養義務者との合算	子供の人数	給与所得者(収入額)	事業所得者(所得額)	1人	790万円	600万円	2人	890万円	690万円	3人	990万円	790万円	4人	1,090万円	890万円	5人	1,190万円	990万円	年間収入金額が279万円以下	保護者等全員の県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が、 ①非課税(0円)または ②105,500円未満または ③264,500円未満かつ多子世帯(扶養する子が3人以上いる世帯)
	子供の人数	給与所得者(収入額)	事業所得者(所得額)																								
1人	790万円	600万円																									
2人	890万円	690万円																									
3人	990万円	790万円																									
4人	1,090万円	890万円																									
5人	1,190万円	990万円																									
学力	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし																		
連帯保証人等	連帯保証人	不要	不要	不要	連帯保証人 1名(父母又はこれに代わる独立した生計を営む成年者)	①②いずれか ①進学する方が借入申込者で生計中心者が連帯借入申込者となる ②生計中心者が借入申込者で進学する方が連帯借入申込者となる	不要(父母のない児童など児童自身が借主になる場合必要)	連帯保証人 2名(独立した生計を営む成年者)	不要																		
	保証人	不要	不要	不要	保証人 1名(原則、連帯保証人とは別に、保証人1名(当該年度の4月1日における年齢が65歳以下の者で独立した生計を営む成年者)が必要)	原則不要	不要	不要	不要																		
返済期間	—	—	—	借入金額により異なる(一般的に9年～12年程度)	20年以内	20年以内	貸与取消しの事由が生じた日の属する月の翌月から起算して6月を経過後、貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間内(ただし、卒業した場合は返済免除)	—	—																		
他の資金と併用	各種奨学資金との併用可	各種奨学資金との併用可	各種奨学資金との併用可	日本学生支援機構奨学金、母子父子寡婦福祉資金、高等学校等奨学資金等、他制度の優先的利用が必要 ※他の資金と重複する範囲については一部利用できません。	併用可。ただし、母子父子寡婦福祉資金、島根県育英会高等学校等奨学資金等、他制度の優先的利用が必要 ※他の資金と重複する範囲については一部利用できません。	島根県育英会奨学金、島根県育英会高等学校等奨学資金等との原則併用禁止	日本学生支援機構奨学金、島根県育英会高等学校等奨学資金との併用禁止	各種奨学資金との併用可	各種奨学資金との併用可																		
採用方法	在学採用	在学採用	在学採用	予約採用・予約緊急採用・在学採用・緊急採用	随時採用	予約採用・随時採用	在学採用	在学採用	在学採用																		
問合せ先	【公立高校担当課】 ・島根県教育委員会学校企画課 (TEL 0852-22-5799) ・各在学学校(高校 事務室)	【公立高校担当課】 ・島根県教育委員会学校企画課 (TEL 0852-22-5799) ・各在学学校(高校 事務室)	【公立高校担当課】 ・島根県教育委員会学校企画課 (TEL 0852-22-5799) ・各在学学校(高校 事務室)	・公益財団法人 島根県育英会 (TEL 0852-28-1981) ・各在学学校 (総務部・奨学金担当)	・お住まいの地区の民生委員、市町村の社会福祉協議会 ・島根県社会福祉協議会 (TEL 0852-32-5996)	・お住まいの市町村福祉事務所 社会福祉協議会	【公立高校担当課】 ・島根県教育委員会学校企画課 (TEL 0852-22-6490)	【公立高校担当課】 ・島根県教育委員会学校企画課 (TEL 0852-22-5799)	【公立高校担当課】 ・島根県教育委員会学校企画課 (TEL 0852-22-5799)																		
所管部署	名称	島根県教育委員会(学校企画課 運営・支援係)	島根県教育委員会(学校企画課 運営・支援係)	島根県教育委員会(学校企画課 運営・支援係)	公益財団法人 島根県育英会	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会(生活支援部 福祉資金係)	島根県健康福祉部(青少年家庭課 ひとり親支援係) ※松江市に在住者に関しては、松江市こども子育て部子育て給付課	島根県教育委員会(学校企画課 運営・支援係)	島根県教育委員会(学校企画課 運営・支援係)																		
	所在地	松江市殿町1番地	松江市殿町1番地	松江市殿町1番地	松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター 3階	松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根5階	松江市殿町1番地	松江市殿町1番地	松江市殿町1番地																		

(注)この一覧表は令和8年2月現在の情報です。制度内容や金額等変更になる場合もありますので、各問合せ先へご確認ください。